

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名		神奈川県立自然保護センター条例	
条 例 番 号	昭和 53 年神奈川県条例第 34 号	法 規 集	第 5 編第 2 章第 2 節
所 管 部 局 室 課		環境農政部緑政課	
条 例 の 概 要		自然の保護及び緑化に関する思想の普及及び向上を図るための施設である神奈川県立自然保護センターの設置、管理等に関し必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	県民の自然環境の保全・再生に関する理解の促進等を図るための施設として設置する必要がある。この条例は、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公の施設の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	丹沢大山を中心とする自然環境の保全・再生へのニーズの高まりに伴い、県民の理解促進等を図るべき内容も変化してきており、条例の設置目的について改正を検討する必要がある。 また、同一場所に類似名称の自然環境保全センターがあり、県民にわかりにくさを与えていることから、名称について改正を検討する必要がある。	利用者数 平成 15 年度 40,078 人 平成 16 年度 37,431 人 平成 17 年度 36,734 人 平成 18 年度 28,674 人 平成 19 年度 20,083 人
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	神奈川県立自然保護センターの管理運営は自然環境保全センターが一元的に行っていることから、効率的に運営されている。 このため、自然環境保全センターが一元的に管理するものとして直営で運営する必要がある。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	神奈川県立自然保護センターは、自然環境の保全再生の取組みを進めるに当たり、県の総合計画である「神奈川力構想」に基づいて運営されている。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	名称及び設置目的について、改正を検討する必要がある。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 (無)